

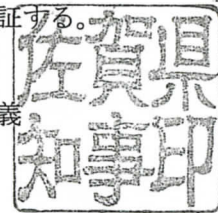
産業廃棄物処分業許可証

住 所 佐賀県多久市東多久町大字別府1657番地1

氏 名 有限会社佐賀資源開発
代表取締役 山口 政治

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義



許可の年月日 令和2年（2020年）9月 1日

許可の有効年月日 令和7年（2025年）8月31日

1. 事業の範囲

中間処理業	産業廃棄物の種類
破 碎	廃プラスチック類及び紙くず 以上2種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
破碎・溶融	廃プラスチック類（発泡スチロールに限る。） 以上1種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
溶 融	廃プラスチック類 以上1種類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
圧 縮	廃プラスチック類、紙くず（ダンボールに限る。）及び金属くず（スチール缶、アルミ缶に限る。） 以上3種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設

種類	破碎施設	破碎施設
産業廃棄物の種類	1. の中間処理業（破碎）にある産業廃棄物の種類の全て	廃プラスチック類
設置場所	多久市東多久町大字別府1657番1	
設置年月日	平成14年11月18日	平成19年8月20日
処理能力	廃プラスチック類 3.0 t/日（8時間） 紙くず 4.6 t/日（8時間）	1.6 t/日（8時間）

種類	破碎・溶融施設	溶融施設
設置場所	多久市東多久町大字別府1657番1	
設置年月日	平成13年10月20日	平成19年8月20日
処理能力	0.64 t/日（8時間）	1.5 t/日（8時間）

種類	圧縮施設
産業廃棄物の種類	1. の中間処理業（圧縮）にある産業廃棄物の種類の全て
設置場所	多久市東多久町大字別府1657番1
設置年月日	平成14年11月18日
処理能力	廃プラスチック類 3.9 t/日（8時間） 紙くず 4.8 t/日（8時間） 金属くず（スチール缶） 3.8 t/日（8時間） （アルミ缶） 1.2 t/日（8時間）

（裏面へ）